

介護情報利活用ワーキンググループの検討状況報告

令和 5 年 3 月 29 日

老健局 老人保健課

介護情報利活用ワーキンググループの設置趣旨

- データヘルス改革に関する工程表においては、利用者自身が介護情報を閲覧できる仕組みを整備する（2024年度以降に順次閲覧開始）とともに、介護事業所間等において介護情報を共有することを可能にするためのシステム開発を行う（2024年度～）こととされている。
- これまで、科学的介護情報システム（LIFE）を開発・運用し、利用者ごとの介護情報の収集に取り組むとともに、老人保健健康増進等事業「自身の介護情報を個人・介護事業所等で閲覧できる仕組みについての調査研究事業」を実施し、介護事業所や介護記録システムの主要ベンダへのヒアリング等を行ってきた。
- 一方で、改革工程表に記載された事項の検討を進める上では、以下の課題があり、関係団体や学識経験者を含めた幅広い関係者による議論を深める必要がある。

（主な課題）

①必要な情報の選定・標準化

- 利用者自身や介護事業者が共有することが適切かつ必要な情報を選定する必要がある。
- 介護事業所間で、情報を共有することが可能となるよう、記録方法等の標準化を進める必要がある。

②情報を閲覧・共有するための仕組みの整備

- 介護情報を利用者自身が閲覧、又は介護事業所間で共有するためには、顕名情報を収集し共有する仕組みを整備する必要がある。



- 健康・医療・介護情報利活用検討会の下、介護分野にて発生する情報の利活用に関する検討を行うためのワーキンググループを新たに設置する。
- 本ワーキンググループは2022年夏に開始し、データヘルス改革に関する工程表に従って検討を進め、健康・医療・介護情報利活用検討会及び関係審議会に定期的に報告等を行いつつ、2023年度までに結論を得る。

介護情報利活用ワーキンググループの開催状況

第1回（令和4年9月12日）

- （1）主査の選出について
- （2）介護情報の利活用の検討について
- （3）ヒアリング
- （4）検討事項および今後の進め方について

第2回（令和4年11月7日）

- （1）本日の検討内容について
- （2）ヒアリング
- （3）利用者自身や介護事業者等が閲覧・共有することが適切かつ必要な情報の選定、記録方法の標準化などについて

第3回（令和5年1月25日）

- （1）共有すべき介護情報にかかる検討について
- （2）ヒアリング
- （3）その他

第4回（令和5年2月27日）

- （1）共有すべき介護情報に係る検討について
- （2）今後の議論の進め方について
- （3）ヒアリング
- （4）介護情報の共有に係る同意取得及び個人情報保護について
- （5）その他

介護情報利活用ワーキンググループにおける対応方針（案）

- 介護情報のうち、全国医療情報プラットフォームを用いて共有することを目指す情報は、当面の間、以下のいずれの要件も満たすものとしてはどうか。
 - ①本人が閲覧したり、介護事業者間、市区町村等で共有することが有用と考えられる情報
 - ・ 利用者の自立支援・重度化防止に向けて、本人や専門職等が共有することが有用な情報
 - ・ 地域の実情に応じた介護保険事業の運営に有用な情報
 - ②記録方法や様式がすでに一定程度、標準化されている情報
- 上記の要件を満たすものとしては、具体的には以下の項目などが実現性のあるものとして考えられるのではないか。
 - ・ 要介護認定情報
 - ・ 請求・給付情報
 - ・ LIFE情報
 - ・ ケアプラン
- これらの情報には、それぞれ様々な様式や内容が含まれるため、①閲覧・共有する具体的な情報の範囲及び②必要な標準化方策については、個別に検討が必要。

介護現場で活用される利用者に関する主な情報

情報の種類	様式等	主な保有主体（○）と 作成主体（★）				
		利用者	市区町村	介護事業所	居宅介護支援事業所	医療機関
要介護認定情報	①認定調査票		★			
	②主治医意見書		○			★
	③介護保険被保険者証	○	★	○	○	
	④要介護認定申請書	★	○			
請求・給付情報	①給付管理票 ②居宅介護支援介護給付費明細書	○	○		★	
	③介護給付費請求書 ④介護予防・日常生活支援総合事業費請求書 ⑤居宅サービス・地域密着型サービス給付費明細書 ⑥介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 ⑦介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 ⑧施設サービス等介護給付費明細書	○	○	★	○	
	①LIFE情報（フィードバック情報）			★		
	(1)居宅サービス ①第1表 居宅サービス計画書(1) ②第2表 居宅サービス計画書(2) ③第6表 サービス利用票 ④第7票 サービス利用票別表	○		○	★	
	(2)施設サービス ⑤第1表 施設サービス計画書(1) ⑥第2票 施設サービス計画書(2)	○		★		

（注）開示請求することで保有可能となる場合は除く。

介護情報の共有の範囲や共有に関する検討の進め方（案）

■ 前回の議論を踏まえ、以下のような方針で検討を進めてはどうか。

- 介護情報の共有範囲について、必要とされる関係者に共有し、原則として利用者自身も閲覧できるようにすることとしてはどうか。
- 利用者への情報共有については、自己評価や今後の改善につながるような項目を共有することとしてはどうか。
- 登録されている情報をそのまま共有するのではなく、特に利用者にとっては分かりやすく共有することが重要ではないか。
- 共有される各情報について、新たな対象に共有されることにより、本来記載すべき情報の内容が影響されることのないよう留意すべきではないか。

介護情報利活用WGでの検討事項と当面の検討スケジュール（案）

	2022年度	2023年度	
①共有する情報の内容の基準整理 （一定程度標準化・電子化されている情報）	第1回 9月	第2回 12月	
②共有する情報の範囲	第3回 1月	調査研究事業等において現状や課題を整理	
③共有する情報の内容の留意事項整理	第3回 1月		第4回 2月
④同意、個人情報保護（留意事項の整理）			第4回 2月
⑤（各組織内における）閲覧者の範囲			第4回 2月
⑥医療・介護間で連携する情報の範囲			第5回
⑦安全管理措置（情報セキュリティの担保）			第5回
⑧情報の標準化・技術的課題（様式・電子化・電送化）への対応			第7回
⑨科学的介護等の推進（二次利用）			第6回
⑩上記に関する調査研究報告・対応の方向性提示		WGでの議論とりまとめに向けて、整理した課題等を報告。	
⑪取りまとめ		第8回	
		第9回	

（注）上記は現時点におけるスケジュールであり、今後の検討状況を踏まえて適宜見直しを行う。